

千秋町連区シン学校プロジェクト検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市長が求める千秋町連区の市立小中学校校舎の建て替えに関する事項を審議するため、千秋町連区にシン学校プロジェクト検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議し、千秋町連区地域づくり協議会（以下「協議会」という。）会長に対して提言する。

- (1) 校舎建て替えの時期及び場所等に関する事。
- (2) 校舎建て替え時の施設の内容等に関する事。
- (3) その他必要と思われる事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、別表に定める団体の役員及びその経験者等で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、地域づくり協議会相談役を以て充て、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、地域づくり協議会会長を以て充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、建て替えに関する事項の審議が終了する日までとする。

(会議)

第6条 委員会は、必要の都度委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときに関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

千秋町連区地域づくり協議会長
千秋町連区地域づくり協議会相談役
千秋町老人クラブ連合会長
千秋町連区民生児童委員協議会長
千秋公民館長
千秋町連区町会長代表者
千秋町連区町会長中部支部長
千秋町連区町会長東部支部長
千秋町連区町会長南部支部長
千秋町連区町会長北部支部長
千秋町連区児童育成協議会長
千秋町連区女性部長
千秋中学校長
千秋小学校長
千秋南小学校長
千秋東小学校長
千秋中学校PTA会長
千秋小学校PTA会長
千秋南小学校PTA会長
千秋東小学校PTA会長